

---

## 2018 新潟県育成センター支出規程

---

### 1. 支出項目

- ① 旅費(交通費)                      ・ ・ ・ 日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業助成金対象  
新潟県協会の定める旅費規程による
- ② 指導謝金  
2,000 円とする。
- ③ 会場利用料                      ・ ・ ・ 日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業助成金対象
- ④ 消耗品費    コピー用紙等事務用消耗品代
- ⑤ 会議費  
会議開催にかかる飲料・弁当代  
※会議参加者の旅費は上記旅費規程に準ずる。ただし、日当は適用しないこと
- ⑥ 雑役務費(弁当代、銀行振込手数料)

### 2. 支出対象者

指導スタッフ(コーチ) およびマネジメントスタッフ(マネージャー)

### 3. PBA・DC の対象とならない経費

- (1) 懇親会費や関係者との酒宴費用
- (2) 打合せや反省会等で一人 1,000 円(消費税別)以上の弁当代
- (3) 支出対象者に該当しない者にかかる費用 (旅費、弁当代等)
- (4) 個人所有となる備品・消耗品等
- (5) スタッフ、選手のウェア代 (ビブス等含む)
- (6) 選手および引率の保護者の旅費

#### 【重要】

- ・ 運営経費総額に対して選手参加料の割合が 70%~75%となるように設定すること
- ・ 傷害保険については、経費処理の関係から育成センター会計とは別に加入する。
- ・ 証拠書類 (領収書) の注意点

宛名： (一財) 新潟県バスケットボール協会

レシート： 品名、単価、個数の記載されたレシートがある場合は、改めて領収書の発行を依頼せず、レシートを領収書として添付する。

不備となる証拠書類： 訂正したもの (いかなる箇所の訂正も不可)。例外は住所欄のみで、訂正印がある場合修正を認める。